

## 令和8年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務応札資料作成要領

本書は、令和8年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

### 1 応札者が提出すべき資料

この要領に基づき、応札者は、下表に示す資料を作成し提出する。

資料名称	資料内容
誓約書	仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書
評価項目一覧	発注者が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書の頁番号を記載したもの
提案書	仕様書に記載されている要件をどのように実現するのかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ○ 調査の内容、方法及び作業計画等 ○ 組織の類似調査の業務経験、調査実施能力（学識経験者（2名）関係含む）及び管理・バックアップ体制等 ○ 業務従事者の業務経験、調査内容に関する知識・知見及び資格等 ○ ワーク・ライフ・バランス等の推進

（注）応札者は、このほかに参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し等を提出すること。

### 2 誓約書の作成

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書を作成し、発注者に提出すること（様式自由）。

### 3 評価項目一覧の作成

#### （1）評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成は、下表のとおり。

事項	概要説明
提案要求事項	提案を要求する事項。これらの事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目を区分し、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数を付与されることはない。

## (2) 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明は下表のとおり。

発注者が作成し提示する「評価項目一覧（提案要求事項）」における

「提案書頁番号」欄に該当頁を記載すること。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
評価項目	事業内容に応じて定める評価項目	発注者
評価基準	事業内容に応じて定める評価基準	発注者
評価区分	必須項目と任意項目の別の区分	発注者
得点配分	各項目に対する最大得点	発注者
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## (3) 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明は下表のとおり。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
資料項目	事業内容に応じて定める資料項目	発注者
資料内容	応札者に提案を要求する資料の内容	発注者
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずした提案する必要のない項目（任意）の区分が設定されているもの 評価基準とは異なり、採点対象とはしない。	発注者
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## 4 提案書の作成

### (1) 提案書作成

ア 提案書は、A4版カラーにて印刷し、特別の大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書の中に折り込むこと。

イ 提出物は、紙資料6部とともに電子記録媒体でも提出する。その際のファイル形式は、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又はPDF形式とする（これにより難しい場合は、発注者まで申し出ること。）。なお、電子記録媒体については、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェッ

ク年月日等)を記載したラベルを添付すること。

ウ 電子調達システムにより入札に参加する場合は、システム上で電子ファイルを提出することにより紙資料及び電子記録媒体の提出を省略することができる。ただし、システム上で提出できるファイルのサイズは合計で10MBが上限であることから、この上限を超える場合には紙資料及び電子記録媒体を提出することとし、システム上にはその旨を記載した任意様式のファイルを提出すること。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは行わず、書面審査とする。

(3) 提案書作成の留意事項

ア 提案書を評価する者が特段の専門的知識、商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて用語解説などを添付すること。

イ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとしてパンフレット、比較表等を添付すること。

ウ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。

なお、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。

エ 発注者から連絡が取れるように、提案書には担当者の氏名及び連絡先(電話番号、メールアドレス)を明記すること。

オ 提案書を作成するに当たり発注者に対し質問等がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、令和8年6月30日(火)午後5時まで九州森林管理局森林整備課に電話確認のうえ提出すること。

カ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと発注者が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、補足資料の提出、補足説明等を発注者が求める場合があるので、併せて留意すること。

キ 提案書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、応札者の負担とする。

ク 退出された提案書等の返却はしない。

ケ 再委託(委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。)を予定している場合は、軽微(事務的業務であって再委託する金額が委託費の限度額の50%以下であり、かつ、100万円未満)なものを除き、再委託先の氏名又は名称、再委託の業務範囲、契約金額及び再委託を行う必要性を明記すること。

ただし、原則として再委託する金額が委託費の限度額の50%を越える場合は、再委託の承認を行わないので留意すること。

別氏

# 質 問 状

社 名			
住 所			
TEL		メール アドレス	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

提 案 書 雛 型

調査業務の実施方針等

調査内容の妥当性、独創性

調査方法の妥当性、独創性

作業計画の妥当性、効率性

組織の経験・能力

類似調査業務の経験

組織としての調査実施能力

調査業務に当たっての管理・バックアップ体制

業務従事者の経験・能力

類似調査業務の経験

調査内容に関する専門知識・適格性

業務歴、資格、学歴等

別紙2

○令和8年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査事業  
**評価項目一覧（提案要求事項）**

	評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			備考
				合計	基礎点	加 点	
	調査業務の実施方針等						
○	調査内容の妥当性、独創性	仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか 偏った内容の調査になっていないか	必須	10	10	—	
//		仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか		10	—	10	
○	調査方法の妥当性、独創性	課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか 調査項目・調査手法が明確であるか	必須	10	10	—	
//		調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか		10	—	10	
○	作業計画の妥当性、効率性	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか	必須	5	5	—	
//		事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか		5	—	5	
	組織の経験・能力						
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を最低1回は実施しているか		5	—	5	
		過去に同様の調査を豊富に実施しているか		5	—	5	
	組織としての調査実施能力	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか  (注) 情報管理適正化通知1. (1) ア及びイに規定する要件のすべてを満たす契約の場合は、以下の項目を評価要素として盛り込むこと。  ・契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか ・農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないこ	必須	3	3	—	

	とを保障する履行体制を有しているか ・契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか					
	幅広い知見・ネットワークを持っているか 優れた情報収集能力を持っているか		5	—	5	
調査業務に当たった管理・バックアップ体制	円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか 管理者の経験や知見はあるか		2	—	2	
業務従事者の経験・能力						
類似調査業務の経験	過去に同様の調査を実施しているか 過去に委員会を運営した経験があるか		3	—	3	
調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する知識・知見を持っているか	必須	2	2	—	
	調査内容に関する人的ネットワークを持っているか		5	—	5	
業務歴、資格、学歴等	業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか		5	—	5	
	(注) 情報管理適正化通知 1. (1) ア及びイに規定する要件のすべてを満たす契約の場合は、以下の項目を評価要素として盛り込むこと。なお、この場合は、評価区分を「必須」にすること。  ・契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか ・契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有しているか ・他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるか					

	ワーク・ライフ・バランス等の推進						
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか</p> <p>（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし 10点（5点） ※1</li> <li>・えるぼし3段階目 8点（4点） ※2</li> <li>・えるぼし2段階目 7点（3点） ※2</li> <li>・えるぼし1段階目 4点（2点） ※2</li> <li>・行動計画 2点（1点） ※3</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定  ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定  なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。  ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>（２）次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定企業 8点（4点）</li> <li>・くるみん認定企業（新基準） 6点（3点） ※4</li> <li>・くるみん認定企業（旧基準） 4点（2点） ※5</li> </ul> <p>※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定  ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定</p> <p>（３）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定 8点（4点）</li> </ul> <p>※6 （１）～（３）のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。</p>		10	-	10	

	賃上げを実施する企業						
	賃上げの実施を表明した企業等	賃上げを実施する企業として、以下の（１）又は（２）の表明をしているか。 （１）大企業に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨を従業員に表明していること （２）中小企業等に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を１.５％以上増加させる旨を従業員に表明していること		5	—	5	

(注) 表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目であり、評価項目の小項目ごとに設定している。

### 評価項目一覧（添付資料）

資料項目	資料内容	提案の要否	提案書頁番号
実施体制及び担当者略歴	本調達履行のための体制図	必須	
	各業務担当者の略歴	必須	
会社としての実績	本領域における実績	任意	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等	任意	
賃上げの実施を表明した企業等	(別添) 「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(様式1の1又は1の2)	任意	

(注) 提出の有無欄は、提出されている場合は○印、提出されていない場合は×印を付する。